

評議員、役員、顧問及び評議員選任・解任委員の 報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥湯村福社会の評議員、役員、顧問及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等並びに費用弁償)

第3条 評議員、役員、顧問及び評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

- 2 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の開催時において評議員、役員、顧問及び評議員選任・解任委員がそれぞれの会議に出席した場合には、都度一律一人 3,000 円の交通費を支払うこととする。

(適用除外)

第4条 理事あるいは、評議員選任・解任委員を施設の職員が兼務する場合は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。